北海道おといねっぷ美術工芸高等学校 校則

本校生徒は、学校生活の秩序を守り、高校生としての自覚と責任のもとに学業に精励するとともに、健全な日常生活を送るために、本校校則を実践し、良識ある行動をとるように心がける。

校内生活について

- 1 高校生としての自覚を持って意欲的に学習すること。
- 2 快適な校内生活を送るために、環境の整備美化に努めること。
- 3 校舎、教材用具などを大切に使用し、破汚損しないこと。
- 4 校内における決まりを守り、公共心を高めるとともに、自己の義務を遂行すること。
- (1)登校時間8時10分を守り、登校後は許可なく校外に出てはならない。 やむを得ない事情で外出するときは、必ず学級担任または教科担任に許可を得ること。
- (2)登校時遅刻した場合は、その理由を遅刻届用紙に記入し、学級担任に提出すること。 また、早退する場合は、その理由を早退届用紙に記入し、学級担任に提出した上で許可を得る こと。
- (3) 授業に遅刻した場合は、その理由を入室許可届用紙に記入し、教員にサインまたは押印をもらった後、必ず教科担任に提示し、サインまたは押印をもらい教室にはいること。入室許可届用紙が無い場合、授業中の教室には入室できない。
- (4) 寮生が欠席または遅刻する場合は、その理由を明確にし、本人が8時までに寮監に申し出ること。また、通学生の場合は前もって保護者が届け出ること。
- (5) 学校には不要な物や危険な物を持ってこない。
- (6) 多額の金銭を持ってこない。(必要があって持ってきた場合、学級担任か事務に預けること。)
- (7) 金銭や物品の貸し借りをしてはいけない。
- (8) 保健室は、養護教諭の指示に従いマナーを守って利用すること。
- (9) 生徒会活動及び部活動に積極的に参加し、校内生活の充実、相互の親睦を図るように努めること。
- 5 校内生活における服装については、以下のとおりとする。
- (1) 服装自由化の理念
 - ①服装を考えることを通して、社会性・協調性を育み、責任をもって判断できる人間を目指す。
 - ②その上で個々人の自己表現を保障するためのものでもある。
 - ③学校生活にふさわしい服装と容姿を、状況や他者にも配慮して責任をもって自己判断する。
- (2) 校内生活において、着用できるものは以下のとおりとする。
 - ①本校制服として定められているもの 指定ブレザー、指定スラックス、指定スカート、指定ネクタイ、指定ポロシャツ、白Yシャツ、 白ブラウス
 - ②本校指定作業着
 - ③本校指定ジャージ
 - ④私服 (ジャージ、ファッション制服含む)
 - ⑤非公式制服
 - ⑥スーツ
 - ①、⑤、⑥は「儀式服」とし、その着崩しを認めない。
- (3) 着用時の具体
 - ①本校指定制服
 - ア) 冬期(10月~5月)
 - ブレザー、ネクタイ着用の他、スラックス、スカート、白Yシャツ、白ブラウスを着用すること。
 - イ) 夏期 (7月・8月) スラックス、スカート、白Yシャツ、白ブラウス、指定ポロシャツ、半袖Yシャツのいず

れかを着用し、ブレザーの着用は自己判断とする。また、指定ネクタイの着用も自己判断とする。

- ウ)移行期間(6月・9月)
 - 上記の夏期・冬期のどちらの服装でもよいこととする。
- エ) ベスト・カーディガン・セーターは防寒のために黒色・紺色の無地に限定し、ブレザーの下に着用することを認める。また、儀式的行事の際には着用しない。
- ②本校指定作業着 着用時の具体
 - ア)工芸棟の授業の際は必ず着用する。工芸棟内の着用に関しては工芸科の指示に従う。
- ③私服 (ジャージ・ファッション制服含む) 着用時の具体
 - ア) 学校は公共の場であるという意識のもと、TPOに応じた服装を自身で考え着用すること。
- ④非公式制服 着用時の具体
 - ア)他の高等学校の制服の着用は認めない。
 - イ) 出身中学校が判別・特定されないようにした制服のみ着用を認める。
 - ウ) 第1学年のゴールデンウィーク休業前までの着用を認める。
- (4) その他
 - ①授業や実習、その他学校行事の際には、担当教員の指示に従うこととする。
 - ②儀式服は以下の儀式、集会の際に着用することとする。 儀式的行事(入学式・卒業式)、長期休業前後の各種集会、生徒会行事(生徒総会・生徒会役員選挙)
 - ③各分掌行事に関しては担当教員の指示に従うこと。
- 6 頭髪は清潔端正であること。
- (1) パーマ、脱色、染め、その他高校生活に不適当な髪型については厳禁とする。
- (2) 靴下の色の指定はしない。(儀式的行事の際は、白・紺・黒とする。)
- (3) 上靴の指定はないが、授業や活動に応じた物(運動靴)を着用する。
- (4) 体育、実習などの着衣については、各教科担任の指示に従うこと。
- (5) ピアス等のアクセサリーを付けて飾らないこと。
- (6) 化粧品の使用は厳禁とする。
- 7 安全な生活を実現する。
- (1) 工芸教室使用心得については別に定める。
- (2) 実習、作業などの授業は教職員の指示、注意を厳守すること。
- (3) 安全第一を心がけ、事故を起こさぬよう細心の注意を払って行動すること。
- (4) 校内における事故の可能性のある電気機器、ガス等の取扱いについては、担当教員の許可を得て、安全に注意して使用すること。
- (5) 校内において傷病を発症した場合は、速やかに養護教諭に連絡すること。
- (6) 地震、火災などが発生した場合は、校内防災組織の計画に従い、担当教員の指示を厳守し、冷静沈着に行動すること。

校外生活について

- 1 社会の一員として公共のマナーや法令を遵守し、節度ある生活を心がけること。
- (1)公共施設、公共交通機関などの利用については、ルールを守り、周囲の人々に迷惑をかけることがないようにする。
- (2) 居酒屋やスナックなど酒類を提供する店やパチンコ店には出入りしない。
- (3) 飲酒・喫煙・薬物乱用その他の触法行為をしてはならない。
- (4) 安全上、ヒッチハイク、不審車両やハントカーなどへの乗車は禁止する。
- 2 自動車運転免許の取得について
- (1) 3学年生徒のみを免許取得許可の対象とする。
- (2) 取得できる免許は、普通自動車免許・原動機付自転車免許に限定する。
- (3) 取得できる期間は、冬季休業中・家庭学習期間・卒業式以降とする。

- (4) 自動車運転免許取得のために学校を休むことは認めない。
- (5) 本校に在籍している間(3月31日まで)は自動車その他の運転をしてはいけない。
- 3 アルバイトについて
- (1) アルバイト届に必要事項を記入し、保護者捺印のうえ生徒指導部に提出する。
- (2) 長期休業中のアルバイトを原則とする。
- (3) 高校生の立ち入りが禁止されている店(遊技場、酒類を扱う飲食店など)や、外交、セールス 及び危険の伴うもの、また20時以降のアルバイトは禁止とする。

携帯電話やインターネットの利用について

- 1 学校への携帯電話の持ち込みは認めるが、授業中の使用は禁止する。
- 2 インターネットの利用については、個人情報(プロフィールや画像など)の取り扱いに十分留意する。
- (1) インターネットやSNSにおいて、誹謗中傷などの無秩序な書き込みをしてはならない。
- (2) 出会い系サイトなど、悪質なサイトへのアクセスはしない。